

氏名	近藤 紗智子
授与した学位	博士
専攻分野の名称	環境学
学位授与番号	博甲第3934号
学位授与の日付	平成21年 3月25日
学位授与の要件	環境学研究科 社会基盤環境学専攻 (学位規則第5条第1項該当)
学位論文の題目	瀬戸内海環境破壊の制度的要因と自然再生に向けた課題
論文審査委員	教授 品部 義博 教授 赤江 剛夫 准教授 金 料哲

学位論文内容の要旨

瀬戸内海は古来、豊饒の海として尊重され稀代の多島美で世界に誇る内海であり、その姿はこれまでと変わらぬように見える。しかし、瀬戸内海の漁業生産は“曲がり角”にあることを思わせる状況にあり、著しい生産力の減少は瀬戸内海環境の顕著な変化を示している。水質状況は20年以上も改善対策の効果が停滞し、さらに近年、底質の性状悪化や海砂利の消失という環境破壊が加わり、瀬戸内海生態系の安定が脅かされるに至っている。その現状について、「知事・市長会議」が1970年代初頭までの危機的状況よりさらに悪化しているとの認識に立って「自然環境と人間の共存のバランスが取れなくなる」と厳しく指摘し、「瀬戸内海再生方策」として藻場・干潟、自然海岸など海の環境資源再生を提起し、瀬戸内海再生が喫緊の課題であるとの立場で新たな瀬戸内海法の制定を求めている。

本研究は、従来研究が手薄と思われる瀬戸内海海底に関わる海砂利採取と浚渫土砂処分の問題を取り上げ瀬戸内海環境破壊の制度要因を探るとともに、現在直面している干潟再生について、塩田跡地活用を視野に入れつつ、埋め立てられた干潟や自然海岸を再生する取り組みについて検討を行った。

第Ⅰ章では、瀬戸内海の深刻な漁業環境破壊をもたらした海砂利乱掘がどのような経過の中で生じ、そこにはどのような制度的要因が存在したのかを分析した。海砂利所有権の帰属、管理責任が曖昧なままであったことが乱掘を惹起する根本的要因であったこと、その反映として管理許可システムも不十分なものになり海砂利乱掘、ひいては漁業環境破壊を防止できなかったことなどを明らかにした。海砂利採取禁止後10年以上経過した。しかし、いまだに漁業環境でもある海底は、誰が所有し誰が管理するべきかが不明確であり、海砂利乱掘による環境破壊が残した教訓は生かされていない。

第Ⅱ章では、岡山県瀬戸内市に所在する錦海塩田を事例として取り上げ、開発過程と跡地利用の変遷を明らかにすることを通し、塩田跡地を自然再生の場として活用するためにどのような条件と課題があるのかを検討した。現在、地理的、社会的条件不利地の塩田が遊休地となっているが、塩田跡地の多くは元干潟であり、都市化・工業化に無縁という立地や歴史的な公共関与の深さは自然再生の有利な条件となりうると思われた。

第Ⅲ章では、錦海塩田跡地の浚渫土砂処分場化の問題点について県土保全条例の審査過程を通して検討した。土地利用目的の無い事業計画に対し県土保全条例を適用して審査を行ったことは審査を不十分なものとし新たな乱開発に道を開く危険性をもつこと、浚渫土砂埋め立ては実態に即し条例等を整備し行うべきこと、さらに、浚渫土砂廃棄処分が陸域と海域では扱いが異なっていることが新たな問題を生み出していることなどを指摘した。

第Ⅳ章では、これまで環境配慮や自然再生に向け取り組みが行われてきた事例を取り上げ、どのように、環境配慮や自然再生への志向が取り入れられてきたのかを検討した。これらの事例には、環境配慮事業の枠組みがない時代に行われたこと、自然再生の取り組みが実施された場が元干潟や元自然海岸であり、失われた環境の再生であること、元干潟が産廃処分などにより埋め立てられていた場合、環境に配慮して撤去し原状を回復したこと、さらに、私有地を買収し公有地として実施したこと、住民が企画・建設・管理の各段階に参加していたことなどの特徴が見られ、それらは塩田跡地の自然再生にも生かすことができるものと考えられた。

論文審査結果の要旨

瀬戸内海環境を巡っては、最近 20 年間水質改善対策の効果は停滞する一方で、海砂利採取や埋め立てなどによる新たな負荷が加わって、海の生態系の安定が脅かされ漁業資源の枯渇が危惧される事態に至っている。こうした中で、藻場・干潟、自然海岸などの環境再生を推進する新たな瀬戸内法の制定を求める動きも生じている。本研究は、従来研究が手薄だとみられる海砂利採取や浚渫土砂処分の問題を取り上げて環境破壊の制度的要因を探るとともに、環境再生に関して塩田跡地の活用を視野に入れつつこれまでの取り組み事例の実態を把握しようとしたものである。

前者については、国の制度はもとより県や市町村の条例・規則などについて制定の経緯及び運用の実態を行政資料や当事者からのヒアリング調査などに基づき丹念に収集して分析を加え、そこにはどのような制度的問題が存在したのかを明らかにしている。海砂利の所有権の帰属が次第に曖昧になっていったことが海砂利乱掘の要因となったという指摘、浚渫土砂処分の扱いに関して海防法と廃掃法とで齟齬があり、陸上での浚渫土砂処分に際し安全性の問題を発生させているという指摘は極めて興味深いものとなっている。後者については、まず瀬戸内海沿岸域の塩田跡地について現地踏査を行って、未利用地がどのように存在し、また塩田跡地の特性がそれにどのように関わっているのか明らかにし、続いて、沿岸域における環境配慮や自然再生の取り組み事例をとりあげ塩田跡地活用に生かす条件の析出を試みている。これまでの塩田研究、自然再生研究に新しい視点を取り入れたものとして注目される。

循環的・一過性の環境破壊とは異なる不可逆的・蓄積性の環境破壊に着目して瀬戸内海環境問題の解明を行おうとした本研究は、学問的に興味深く、加えて政策の場においても活用が期待される有用なものである。よって本論文が博士の学位論文に値するものと認定する。